

平成 26 年 2 月 5 日
自動車局 貨物課

**「トラック輸送の省エネ対策の推進(燃料費高騰対策)」
(先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入に対する補助)
の実施について**

平成 25 年 12 月 12 日に閣議決定された平成 25 年度補正予算案において、トラック輸送の省エネ対策の推進(燃料費高騰対策)として、先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入について、支援を行うこととしています。

現在予定している補助制度の概要等について以下のとおりお知らせします。なお、本制度の実施には、補正予算案が国会において可決・成立することが前提となりますのでご留意下さい。

1. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下ア～ウに該当する者であって、保有車両 5 両以上 30 両以下の者
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 自動車リース事業者(先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に限る。)

2. 補助金の申請要件

(1) 先進環境対応型ディーゼルトラック

以下①～③の要件を全て満たすものが補助対象になります。

- ① 車両総重量 3.5t超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること

<p>「平成 27 年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成 21 年排出ガス基準適合かつ NOx・PM+10%以上低減車」</p>	
<p>「平成 27 年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成 21 年排出ガス基準適合車」</p>	

- ② 平成 25 年 12 月 12 日から平成 26 年 3 月 31 日までに新車新規登録された車両であること

③ ①の導入にあたり、以下 i ~ iii のいずれにも該当する事業用トラックとの入れ替えであること

- i 平成 27 年度燃費基準未達成車
- ii 平成 25 年 12 月 12 日以降に名義変更^{※1} 又は廃車^{※2}したものであって、廃車又は名義変更した日以前過去1年間以上所有しているもの
- iii 導入する先進環境対応型ディーゼルトラックと同区分(大・中・小型)であるもの

※1 「名義変更」とは、車検証上の所有者名又は使用者名を変更することをいう。

※2 「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。

(2) エコタイヤ

以下①~③の要件を全て満たすものが補助対象になります。

- ① 平成 25 年 12 月 12 日から平成 26 年 3 月 31 日までに導入されたものであること
- ② 導入したエコタイヤは、全日本トラック協会が定めるものであること
- ③ 車両総重量 12t超の事業用トラック(新車を除く)の全てのタイヤを、エコタイヤとするものであること

3. 補助額等

補助対象	補助率	補助額	補助上限台数	
先進環境対応型ディーゼルトラック	通常車両価格との差額の 1/2 以内	左記により、以下の区分に応じた補助額となります。	<u>1事業者あたり1台</u> (補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり1台)	
		大型		<u>100万円</u>
		中型		<u>70万円</u>
小型	<u>40万円</u>			
エコタイヤ	導入費用の 1/4 以内	<u>上限額: 1台あたり9万円</u> ※トラック協会との協調補助により、補助額は1台あたり最大18万円	<u>1事業者あたり3台</u>	

4. 予算総額

50. 2億円(先進環境対応型ディーゼルトラック: 25億円、エコタイヤ: 25. 2億円)

※ 補助は予算の範囲内で実施いたします。したがって、平成 26 年 3 月 31 日までに導入したものであっても、予算枠を超過した場合は、補助金が交付されません。

5. その他注意事項

補助金の執行団体は、全日本トラック協会になります。

補助対象事業者、申請要件、申請手続きの詳細等につきましては、後日、全日本トラック協会ホームページにおいて公表します。(貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定事業所を有する事業者を優先して募集する予定。)

〔問い合わせ先〕 国土交通省自動車局貨物課 島田、岡部
電話 03-5253-8111(内線 41322)
03-5253-8575(直通)
FAX 03-5253-1637